

議案第9号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「14,000円」に、「14,000円」を「24,000円」に、「19,000円」を「31,000円」に、「34,000円」を「58,000円」に、「48,000円」を「78,000円」に、「140,000円」を「235,000円」に、「240,000円」を「420,000円」に、「460,000円」を「777,000円」に改め、同表の2の項中「9,000円」を「14,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同表の3の項中「9,000円」を「14,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同表の4の項中「8,000円」を「12,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表の5の項中「9,000円」を「12,000円」に、「11,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「21,000円」を「33,000円」に、「35,000円」を「57,000円」に、「47,000円」を「77,000円」に、「110,000円」を「191,000円」に、「180,000円」を「315,000円」に、「370,000円」を「650,000円」に、「10,000円」を「14,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「24,000円」に、「22,000円」を「35,000円」に、「36,000円」を「59,000円」に、「50,000円」を「82,000円」に、「120,000円」を「208,000円」に、「190,000円」を「331,000円」に、「380,000円」を「666,000円」に改め、同表の6の項中「12,000円」を「16,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に、「13,000円」を「17,000円」に改め、同表の7の項中「12,000円」を「16,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に、「13,000

円」を「17,000円」に改め、同表の8の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表の9の項中「9,000円」を「13,000円」に、「11,000円」を「17,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「20,000円」を「31,000円」に、「33,000円」を「52,000円」に、「45,000円」を「72,000円」に、「100,000円」を「165,000円」に、「160,000円」を「261,000円」に、「330,000円」を「552,000円」に改め、同表の10の項中「12,000円」を「16,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に改め、同表の11の項中「12,000円」を「16,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に改め、同表の12の項中「9,000円」を「12,000円」に改める。

別表第2の26の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表の27の項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表の28の項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

平成22年2月24日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

建築基準法の改正による特定行政庁としての事務量の増加にかんがみ、建築物等の確認、審査及び検査に係る手数料の額を改定するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。